時事新報

開拓の功と急ぐ可らず

北海道と開拓するには民利の在る所に基て先づ漁業水産の採獲と盛んならし光事の發達を自然の順序に任す可しとの旨趣は我輩前日の紙上に於て既に之を開陳したり然るに尚ほ論者の説を聞くに北海道の開拓と導くの方便として第一着に漁業を奬勵するの策は行はれ難に非ずして若し採獲の自由と許したらば内地人民も其利益を逐て移住するもの今日よ倍蓰するい必然あり と雖も其人種は就きも無産無頼れ徒にして利あれば集まり利盡れば散ずるものより外ならず此の如きの開拓法は眼前の利益を貪る爲めよ永遠北海道の富源を荒涼ならしむるの結果と見んのみ故に沿岸一帶漁業の便の存する限りい其局部に利益ある可しと雖ども其利益は偶ま以て人の群集を招くの媒介と爲り内地千里の沃野い之を顧る者なくして到底開拓の見込ある可らず是れ即ち北海道の殖民は漁業を事とするよりも專ら農業牧畜等を保護奬勵す可き理由にして水産の採獲は假令へ一時の便法ありるに似るも實際は唯鳥合の細民と輻湊せしむるまでのものなれば其盛あるは寧ろ願はしきことに非ずと是れ自ら一説あり と雖も然れ共開拓の事業は元來莫大の資本勞役を要するものにして開拓者が其業よ熱心せるも唯ろの収益と以て資本勞役費を償ひ尚ほ餘剩を見んとするのみの目的なれば如何に正面の理論に訴へ彼の漁業の採獲い眼前姑息の手段にして富源を荒涼ならしむる者ありと云ふにもせよ之を外よして方今の實際を如何す可きや恐らくは何人にも妙案あることならん或は租税國庫の金と以て北海道に何々の耕作場を作るべし又云々の製草所を起すべしとて強て保護干渉の手段を以て奏功を急くの説もあらんかなれども其説陳腐よ為て甚だ妙ならず且今の日本内地の時勢に照らして輕重緩急の別を混同したる者に非ずやと我輩は之と疑はざると得ざるなり

世人が北海道開拓の功と収むるに熱心する所以は唯獨り天賦の富源早く利用せざるを惜む可きと爲すに止まらず國防兵略の點に於て之を促したること亦最も急なる者の如し既に嘉永開國の以前より世に憂國の士は之を以て北門の鎖鑰と爲し其防禦を嚴にするには殖民開拓と先よするの外ある可らずと云ふ考へありしに今の日本人も同く其意を受け何は兎も角れ北海道は國防上第一に開拓を急にすると大切ありと信ずる所へ「富饒の土地あれを開うば財源限りなかるべし」との説重ねて其勢熾を助ち遂に世を擧げて北海道に着目するに至りさるは其だ悦しき次第なれ共其極度より言へば餘う成功の覺束なき事柄にても單に北海道の名を重んじて一向に之に着手しさるの形迹あるに非ざるが如し蓋し兵略上の考を以て殖民地を開くの例は西洋諸國にも往々之ある話しにまて現在英國の印度阿富汗の内地を開き或は露國がサイベリヤの屯田を急ぎするが如き即ち其例證なれ共總ま て開拓殖民の事業たる兵窘と商賣と相併立せしめて其目的を達せんとせるは所詮行われ難き次第にして寧ろ殖民地の追々増加し進歩するに從ひ之を防護すべき兵略上の必要倒まに切迫するは西洋諸國概ね皆然らざるなし我北海道と雖もろの論い之に異ならずして恰も今の内地の如く人口も殖え土地も開け農工進歩して商賣繁昌に至るとせば其防禦の大切あるとも今の北海道と同日の論に非ず或は北海道を無人の地に放棄し置かば敵國の兵不時ふ上陸まて占領せる の恐れありと云ふか然れ共今日の如く國防術の發達またる世の中に在りては平生其虞を防ぐの策も容易にして例へば三四艘の巡邏艦を設け、絶えず北海道の沿岸を警守せしむるのまにても預め敵の擧動と觀察しうるの方便あるに充分ある可し兎ふ角に兵窘上の目的より其開拓を急ぎ隨て農業を起し製造を盛んにせんとするの策は時勢不通の議論にして我輩の甚ず國服せざる所ある然らば北海道の開拓は不急ありやと云ふに決して論思はざるのみならず其成功の速あらんと偏に希望ふ堪えず と雖も爰に鄙見を陳れば其開拓の方法は唯商賣利益上の計算に得失相償ふ更に餘りある の手段れみにして兵略上の事い別種の問題として更に北海防禦の策を講論せんと欲するものなり

右の如く北海道の開拓は得失相償ふの手段を以て之を行ふと得策なりとして偖其成功の一段に至りては或は遅々たらんも知る可らずと雖も我輩敢て憂ひさるは内地の地面現在の人口に比例して甚ず廣き者に非ざれども云ふほどの切迫にも陥らず若しも年々に人口増殖して内地人と容るゝ能はざるの時に至らば北海道は自然にして開け往くべく夫迄開拓の業を遲々さらしむるとも日本の東游流するに非ずして北海道は依然たる日本國の版圖ゐらんのみ然るに今日其功を急ぐの餘り得失相償はざるの方法を以て漫然計畫を下すが如きは經濟の許さざる所なれば目下の實際に適するものを擇んで先づ漁業を主とし唯開拓者の利益の存する所に從其進歩を自然に促ずこそ得策あれと信ずるなり

官報

○通税金處分方問合　去月十五日岡山縣より所得税法第二十四條ふ據り處罰したるものは其通税金追徴ふ不及候て然るべきやと問合あるも二十九日大藏省主税局より右は處罰を經ると雖も其通税金い仍ほ追徴すべき筈あり と同答せり

○牛馬通行解停　岐阜縣美濃國多羅不破安八三郡内に於て牛馬に炭疽熱流行に付き義ふ豫防線を劃し牛馬の通行を停止せしが右の内不破郡は病毒全く撲滅せしを以て該郡ふ限り去月十九日より其停止を解きたる旨同縣より屆出ぬたり（農商務省）

○劉永福の陸見許可　黑旗隊を以て顯はれさる記名提督劉永福氏は義に南漢鎮總兵の命あるや直に入京陸見の志ありしも爾來福軍れ改革に着手せるを以て其業志を遂ぐると能はざりしが今廣東れ通報に依れば劉氏陸見の事い總督張孝達氏之と奏聞し最早許可のとを北京兵部衙門より達せるを以て劉氏い十月中に改革の事宜を完了ま直に入京する由なり（九月二十三日上海字林電報）

○官用電信料の徴收　清國各地の電報局に於て取扱ふ官信は總て無料にて通報し來りしが漸次其利便を加ふるに從ひ件數日に増加ま不急の事件迄も該局ふ托するに至れるを以て各局とも業務の繁劇なるは喜ぶべしと するも緊急の官信が尋常の官信と混雜し機宜を失ふの恐れあるを以て一切電報料を徴收すべしとの議起り今回北洋大臣より奏聞を經て電報料を二樣ふ區別して徴收せるとなり即ち軍機所、總理各國事務衙門、各將軍、欽差大臣、各省總督及巡撫等より發せる官信は半價とし各省提督、各鎮總兵、北京各衙門の課局、各省に於ける布政使司及按察使司、各地の兵營、各道臺、其他船政局機器局等の諸局及官立の製造所等より發する官信は全額を徴收するとに一定せり（九月廿一日上海申報）

（以上本年十月三日官報）

雜報

○イーストレーキ氏　久ま く日本に居留またる同氏は目下米國桑港ふ滯在中にて據て起草したる佛歌講義錄は已に脱稿し亞細亞の未來と題せる講義錄も九月中には成就するにつき之を携へて各州を歩歴し來年の春に至り再び日本に來る都合ありと同氏よりの來信ふ見えたり

○似たとい愚か瓜二つ　今を去ること六十餘年前即ち佛帝ナポレオン一世の死後間もあき頃の事ありとう歐洲にボーケルと稱して提琴に妙を得たる人ありり頭の頂きより足の爪先きまそくり其儘ナポレオンと見擬ふ計れば容貌ありけるが一夕露京セント ピータースバルグふ於て夥多の樂師を集へ合奏の會を催したる時當時の國帝アレキサンダー一世も臨場ありて數の調べを聞き居さる後ボーケルに向ひて露帝「予い折入て御身に頼み度き一事あり聞き届けては呉をましきや」ボーケル「吾身ふ叶ふ事ならば何ありと仰聞けられたし」露帝「然らば明日頼をの次第を物語るべければ同日十二時に間違ひなく來宮せられまし」との事に付何事やらんとボーケルは時刻を異へず伺候しけるに露帝は直ちに同人を一室に延き曰く予い孫てより御身ナポレオンに似さる事は聞及びしが實ふ噂に優りて能くも似寄りたるものりあ就て頼みたき事と云ふは見らるゝ如く此等の裝具は先頃モスコーの役に佛軍の捨てたると分捕したるものなるが予が母と會てナポレオンと見たる事なく今尚ほ之を語り出まて遺憾とする事度々なるに付御身に此服裝を爲さしめ母に一見せしめんと予が願ひありとて傍への長椅ふ列ねたる劍、帽、服等を示すと見るに如何にも佛國武官の裝具なるにぞボーケルい最と易き事ありとて假裝の支度に取掛る内帝は皇太后の宮殿に赴むきて此事を聞え置き再び歸つてボーケルを引連れ參殿まて御見に備へ且一分一厘だにナポレオンと異る事みき旨を説明したりと云ふ

○以太利の製鐵事業　以太利い新立の國ふして新鮮活潑の氣風に乏しからず萬事新步改良の途上にある事なるが中ふも製鐵の事業は近來非常の進歩を爲さんとする者れ如し過般來既にダルニに於て其機械及び製造法等ま佛國のクリウソート大製鐵所に模倣し政府より特別れ保護を得て私立の一大製鐵場創立に從事せる者あり今日に至る迄に既に六十萬弗と費やし事殆んと落成したきとも尚ほ多少れ日子と共に四十萬弗以上の入費を要すべき而して此ダルニと云へるい以國の中央盆地馬州の中にあれども而かも海岸を距ること遠からざる一都會にして甚だ便利の土地柄なる其上ダルニと云へる壯大ある濠沼の最も水湖の時節よりも五萬馬力以上を與ふる者あるば右製鐵所は此水力を巧に利用して諸種の機關を運轉せしむるの仕掛にて其鐵物は多くは エルバより產する者を用ふる筈なり去り乍ら以太利に於ては全國何れの地方にも石炭を產する事あきが故此一點に於ては甚だ不便利あれとも木炭及びリグナイトと云へる石炭の一種は至る所ふ産しりゆすして這は固より火力弱小製鐵用ふ使用するには石炭に及ばざると違しと雖とも以國の化學者は之を電に焚くに際して酸素丸斯を注ぎ掛け石炭よりも尚ほ盛なる火力を生せしむるの方法を發明したるが爲め石炭の欠乏は少しも憂ふるに足らずと云ふ程又ポーブルスに於ても英國のアームストロング會社が以國政府と特約を結び一切諸砲の銃砲を製造する一大製造場を創立して該會社は廿一年の間資本と監督とを備へ政府より償還し二十一年目分宛を償還し二十一年目爲すの都合なり而して右の職工を使役せる筈ふて退爲め特別に職工學校をもあり加之アームストロング社も亦前と同樣ある特約創立の最中ふて多分其一ま今一はスモッシアに設處彼處より機關の注文其

○日光鐵道に係る刺賀商日光鐵道の創立委員加藤取り違約損害の訴訟と越創立委員よりは高梨哲四廿八日初て栃木始審裁判前日の本紙上に記せしが日光鐵道の創立委員は宇敷設の儀を鐵道局ふ出願りまかば兩毛又は茨城等掛り彌々此線路と決定せ狀と得んとの素算にて儀ひ測量技師と屋ひなどの會に口掛とあり遂ふ數十元來刺賀商會い鐵道敷設なれとも平生外國の貿易車等を仲買ふ相當れ利益取て辭せざる所にて是ま しとなれば今回日光鐵道れと扱ふる數十箇條れ前約定書中ふは萬一實測れ可せざる時は雙方とも約條ふ違り又彌々鐵道敷設時の相場を以て刺賀商會は又京坂間の鐵道敷設に斷ある可らずと相當れ月給るゝとる周旋し創立委員手して工事の積書丹に圖面再びその筋に出願して本ぶも取書せんものと創立しに此間何敷都合のある事りて右の創立委員は刺賀商たり是ま今回の訴訟の起るるに從ひ件數日に増加ま鐵道の許可せられずと決するとゆゑ雙方とも遂行するのなき以上は約定書の文面機關車等の賣買を爲すべき復ありて一時は沸騰柔一旦りしかども談話終に纏まらとぞ伺ほ裁判の模樣ふ依ん云へり

○松山通信　九月廿五日

ピヤノ教授

外國婦人にはヤノ教授を受けんと望ひ御方は麻布區東鳥居坂九番地まで御申してみあらば相當の月謝にて教授すべし

英語教授

右ピヤノ教授と同所ふ於て外人自ら英語の教授を爲す有志の諸君は

電報告

明治廿年三月廿九日付第十七回第百四番
送金手形金三拾圓四十錢五厘　福井縣會計課
取組人　松本市左右馬
名祝人

東京學士會館

一男尊女卑ノ是非得失
一淨學不可廢論
務賣人　日人　橋區本町三丁目